

写

事 務 連 絡
平成27年6月25日

各県農政主管部担当課長 殿

九州農政局生産技術環境課長

大雨（長雨）及び日照不足の影響に対する農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の「西日本の長雨と日照不足に関する全般気象情報 第1号（平成27年6月22日13時20分）」によると、九州南部、九州北部地方では6月初めから活発な前線や低気圧の影響で、降水量が多く、日照時間の少ない状態が続き、6月初めからの日照時間は、平年比60%を下回っているところもあり、今後2週間程度も、曇りや雨の日が多い見込みです。

また、九州南部地方では6月上旬と中旬の降水量が平年比の3倍、九州北部地方でも6月初めからの降水量は、平年の2倍を超えているところがあります。

さらに、福岡管区气象台発表の「大雨に関する九州北部地方（山口県を含む）気象情報 第1号（平成27年6月25日05時20分）」によりますと、九州北部は25日夜（今日）から26日（明日）にかけて梅雨前線の北上により広い範囲で大雨が降り、警報の可能性がことから、農作物への影響が懸念されるところです。

このため、「農業技術の基本指針(平成27年改定)」(平成27年3月 農林水産省ホームページ公表)を踏まえ、下記事項を取りまとめましたので貴県関係機関や関係団体との連携を密にいただき、地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応をお願いします。

なお、大雨時の対応については、風も強まる恐れがあることから、「台風第6号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」(27年5月11日付け事務連絡)も参照し、適切な対応をお願いいたします。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 齊藤、資材対策係 吉田

096-211-9111

(内線 4531、4528)

記

【共通事項】

- 1 地域にあつては、普及指導センター、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、気象庁の情報を基に地域に長雨や日照不足等により、どのような影響があるか把握しつつ、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
- 2 大雨等の際には、人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨等が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路など危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- 3 局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことのあつたほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。
なお、※九州農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を無償で行っているので、活用されたい。
- 4 大雨、長雨、日照不足の対策として、適時適切な防除を心がけること。特に、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき適期防除に努めること。
なお、農薬を使用する際には、ラベルに記載された使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずるとともに、適時適切な散布に心がけること。

※ 災害応急用ポンプの無償貸し出し窓口と台数

◎連絡先 九州農政局土地改良技術事務所
住所：熊本県熊本市東区東町4-5-7
TEL：096-376-0411
担当：施設・管理課 松井、清水、加藤

◎貸出し可能ポンプ(規格、台数等) (H27.5.11 現在)
○陸上ポンプ

口径φ 250mm	10台
口径φ 150mm	8台
口径φ 100mm	8台
口径φ 80mm	1台
○水中ポンプ	
口径φ 150mm	6台
口径φ 100mm	3台

1 水稻

(1) 日照不足対策

窒素の追肥に当たっては、生育診断等に基づき、生育遅延を来さないよう十分に留意し、追肥の中止や大幅な削減等、被害軽減を旨とした施肥に切り換える。

また、いもち病の防除については、種子消毒の徹底や予防粒剤の施用等により生育初期の予防に努めることが重要であるが、感染好適日が続き、上位葉への葉いもち病勢の進展及び穂いもちへの移行が懸念される場合には、雨の切れ間等をねらい、防除適期を逸しないように適切な追加防除を実施する。

(2) 大雨（長雨）対策

大雨が予想される場合は、あらかじめ、排水路、ほ場内排水溝等の点検及び補修整備を行う。冠水時には排水路等を通じて速やかな排水に努め、排水後は、白葉枯病等の発生動向に留意し、的確な防除に努める。

なお、普及指導センター、農業協同組合、農業共済組合等は連携して、収穫前の被害実態把握に努める。

また、登熟不良等、外見上判断が困難な被害が想定される場合には、これらの機関は農業者に対してその旨の情報提供を行うとともに、農業共済組合等は共済制度が適切に活用されるよう必要な手続きの周知を行う。

2 大豆

ほ場の滞水や土壌水分の過多は、根の呼吸を阻害（酸素不足）し、出芽期においては出芽不良のみならず、その後の生育や収量の低下を招き、生育期においては生育遅延や根腐れを引き起こすとともに、日照不足と相まって作物体を軟弱化させ、病害虫に対する抵抗性を弱める。

このため、降雨時に速やかな排水が可能となるよう、ほ場の状況に応じ、簡易暗きよの施工、ほ場内及びほ場周辺の排水溝の設置等の営農排水対策を

あらかじめ実施する。特に、排水不良田では、湿害を回避するため、営農排水対策を徹底する。また、「大豆300A技術」等の耕起・播種技術等の湿害軽減技術を導入するとともに、地下水位制御システムについて、本暗きょ施工時又は更新時等を捉えて普及させ、土壌と栽培条件に応じた湿害の軽減に努める。

生育初期に湿害を受けた場合は、湿害の程度に応じて再播種を行い、被害の軽減に努める。

なお、晩播は生育量が低下するので、播種量を増やすなどの対策により、生育量の確保に努める。

また、大豆を連作しているほ場では、排水対策を行っていても収量が低下することがある。このようなほ場では、土壌中の可給態窒素の減少や土壌のち密化による透水性の悪化が生じている可能性が高いことから、有機物の施用等により土壌の物理的、化学的性質の改善を図る。

3 ばれいしょ

長雨等では場が滞水した場合には、塊茎腐敗を起こしやすいので、排水溝の設置等による速やかな排水に努める。また、低温多雨条件下では疫病がまん延しやすいため、適期防除に努める。

4 さとうきび

泥灰岩土壌などにおいては、ほ場の滞水が収量及び品質に大きく影響するので、あらかじめ排水溝を設置すること等による速やかな排水に努める。

5 かんしょ

長雨等では場が滞水した場合には、塊茎腐敗を起こしやすいので、排水溝の設置等による速やかな排水に努める。

6 野菜

(1) 長雨・寡照対策

夏秋期における異常な長雨・寡照の条件下では、生育・着果不良等となりやすく、病害虫が多発しやすいので、気象の推移と生育状況に十分留意しつつ、排水対策や病害虫防除対策を徹底する。

また、長雨・多雨時に備え、事前に排水路網の点検整備等を行うとともに、品目によっては雨よけ施設等を設置する。

(2) 大雨対策

① 予防対策

ほ場内からの早期排水のため、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業を実施する。

また、傾斜地畑においては、排水路の設置等により畑地崩壊及び土壌侵食を防止する。

② 事後対策

冠水・浸水時には速やかな排水に努める。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等を行い生育の回復に努めるとともに、折損した茎葉の除去や適切な薬剤散布を行い、病害の発生を防止する。

生育初期に被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い被害の軽減に努める。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物への転換も検討する。なお植替え等により生育の遅れが見込まれる場合には、フィルム被覆等により生育の促進に努める。

7 果樹

(1) 大雨対策

大雨が予想される場合は、傾斜地の園地においては、排水路の設置、草生、敷わら又は敷草により園地の崩壊、土壌の流亡等を防止する。また、長雨時の病害の発生に十分注意し、防除を徹底する。

マルチ栽培に当たっては、降雨遮断により雨水の園外排水量が増加し、土砂崩れや石垣の崩壊等につながる可能性があるため、排水路、排水溝を整備する。

(2) 被害を受けた樹体の回復対策

長雨等の被害により樹勢が弱まっている場合は、薬害が発生しないよう留意しつつ病虫害の防除を実施するとともに、樹勢に見合った適切なせん定、施肥及び摘果を実施する。

8 花卉

(1) 長雨・寡照対策

気象の推移に十分留意し、排水路の整備等による排水対策のほか、必要に応じて葉面散布等による追肥を行う等、適正な栽培管理に努め、草勢の回復を促進する。

多湿により、灰色かび病、べと病、きく白さび病等の発生が助長されるので、発生状況に応じて薬剤散布を実施するとともに、感染源となる病葉及び病株を早期に処分する。また、施設栽培では、多湿にならないよう、施設内の空気循環や換気を行う。

施設栽培では、日照不足による軟弱徒長を防ぐため、過度の施肥を避けるとともに、曇雨天が続いた後の強光による葉焼けを防止するため、光量に応じてきめ細かく遮光資材を開閉する。

(2) 大雨対策

大雨により冠水又は浸水したほ場については、排水ポンプによるくみ上げ等により速やかな排水に努める。また、倒伏した株は早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりや折れを防止するとともに、折れた茎葉は除去し、適切な薬剤散布等により、病害の発生防止に努める。

9 畜産

(1) 家畜

大雨対策

① 予防対策

排水路を設ける等により斜面の崩壊及び土壌浸食を防止する。

冠水や浸水のおそれがある場合は、被害を最小限にできるよう、家畜及び飼料の早期移動等に努める。

また、冠水等が生じたときに速やかに対応できるよう、地域において、行政機関や生産者団体等との連携によりあらかじめ停電や断水時の対応を確認する。また、停電時には、自家発電機を利用した搾乳、生乳冷却等に努める。

② 事後対策

冠水・浸水した畜舎については、速やかな排水に努めるとともに、水洗・消毒を実施し、疾病や病虫害の発生の防止に努めるとともに、飼料が冠水等の被害を受けた場合には、当該飼料の家畜への給与は中止する。

(2) 飼料作物

天候に応じて迅速に管理・収穫作業等が行えるよう、共同作業の体制を十分整えておくとともに、調製法についても、気象の変動に応じて、例えば乾草からサイレージに切り替える等、臨機応変な対応が取れる体制とする。

また、万一、作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒しした作付や、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努める。

(参考)

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 11 日

各県農政主管部担当課長 殿

九州農政局生産技術環境課長

台風第 6 号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止見向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の台風情報（5 月 11 日 16 時発表）によると、台風第 6 号は本日 11 日から 12 日にかけて沖縄・奄美地方に接近する可能性が高く、暴風雨等による農作物等への影響が懸念される所です。また、12 日は、日本海の低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となるため、西日本と東日本でも太平洋側を中心に大雨のおそれがある所です。

このため、「農業技術の基本指針(平成 27 年改定)」(平成 27 年 3 月 農林水産省ホームページ公表)を踏まえ、下記事項を取りまとめましたので貴県関係機関や関係団体との連携を密にいただき、地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応をお願いいたします。

九州農政局生産部生産技術環境課
農政調整官 齊藤
資材対策係 吉田
(直通) 096-211-9111
(内線 4531、4528)

記

【共通事項】

- 1 台風が接近、通過する地域にあつては、都道府県、普及指導センター、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、気象庁の台風情報を基に地域に雨、風等どのような影響があるか把握しつつ、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
- 2 人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路など危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- 3 局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことのあつるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。
なお、※九州農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を無償で行っているので、活用されたい。
- 4 台風通過後の対策として、適時適切な防除を心がけること。特に、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき適期防除に努めること。
なお、農薬を使用する際には、ラベルに記載された使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずるとともに、適時適切な散布に心がけること。

【水稻】

- 1 事前の対策
事前に排水路の詰まり等の点検・補修を行い、冠浸水時の速やかな排水に備えること。
- 2 被害拡大防止のための対策
 - (1) 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努めること。
 - (2) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩を実施す

ること。

【麦類】

1 事前の対策

- (1) 成熟期を迎えた地域においては、極力早期収穫に努めること。収穫後は、早急に共同乾燥調製施設において一定水準まで半乾燥（子実水分17%程度以下）を行うことにより、貯留段階における品質低下の回避に努めること。
- (2) 成熟期前の地域においては、事前に排水路の詰まり等の点検・補修を行うなど、冠浸水時の速やかな排水に備えること。

2 事後の対策

- (1) 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努めること。
- (2) 倒伏や赤かび病等が発生しているほ場は、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うことにより品質確保に特に留意すること。また、乾燥調製施設の荷受け時においても穂発芽や赤かび病のチェックを入念に行い、被害粒が確認された場合には別に乾燥調製を行い、健全粒との仕分けを徹底すること。

【園芸作物全般】

1 事前の対策

- (1) 台風が接近する前に施設やほ場周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。
- (2) 温室、育苗・集荷施設等については、強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の暴風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。
- (3) 排水が速やかに行われるよう施設周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。
- (4) 潮風害が予想される地域においては、除塩のための水源を確保しておくこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 台風が通過した後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。
- (2) 台風通過後の急激な気温の上昇に注意し、施設内の適切な温湿度管理に

努めること。

- (3) ほ場や施設が冠水した場合は、排水ポンプや溝切り等によりできる限り速やかに排水を行うこと。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。

【野菜】

1 事前の対策

- (1) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努めること。また、台風による風害・潮風害のおそれのある場合には、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。
- (2) 定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。
- (3) 播種や定植を予定している場合は、台風の通過前の作業を避け、通過後に行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- (2) 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- (3) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

【果樹】

1 事前の対策

- (1) 強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱の点検・補修を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体は支柱により補強すること。
- (2) 収穫期を迎えている果樹については、収穫可能な果実をできる限り収穫

- しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。
- (3) 強い風雨が予想される地域では、かんきつかいよう病の発生が懸念されるため、防除基準に基づき、薬剤散布を行うとともに、既に罹病葉等がある場合には、園外へ処分すること。
 - (4) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り、せん定及び摘果を実施し、生育の回復に努めるとともに、病虫害の防除を適切に実施すること。強風による倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処置を行うこと。
- (2) 落果した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また落葉した場合は、日焼けや樹脂病等の発生に注意し、被害程度に応じて摘果や白塗剤の塗布等を行うこと。

【花き】

1 事前の対策

- (1) 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。
- (2) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り等の管理作業に努めること。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりを防止すること。
- (2) 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植え替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。

【畑作物・特産物】

1 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じること。

茶については、摘採期を迎えている場合には、可能な限り、台風が近づく前に摘採を行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (2) かんしょ・ばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊茎腐敗等を起こしやすいので、速やかな排水に努めること。また、台風通過後、高温が予想される地域においては、特に長時間の冠浸水を避けるとともに、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。
- (3) さとうきびについては、台風の通過後、表土の流出により根浮き等が見られることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合はスプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。
- (4) 茶については、著しい被害を受けた新芽は、速やかに刈り取りを行うこと。また、天候が回復した後、防霜ファン、茶工場等の施設や資材の点検及び修復を行うとともに、傾斜地茶園の場合は、排水溝、石垣、法面等の点検及び修復を行うこと。

【畜産】

1 事前の対策

- (1) 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。
- (2) 大雨による畜産施設への浸水の恐れがある場合、明渠の施工等により排水に努めること。また、畜舎への浸水等により家畜への被害が生じる恐れがある場合には、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

2 被害拡大防止のための対策

(1) 飼料作物

冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。

(2) 家畜

ア 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うこと。
また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去すること。

イ 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うこと。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じること。

ウ 養分の低下した飼料作物や品質の低下した濃厚飼料の給与をする場合にあっては、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

※ 災害応急用ポンプの無償貸し出し窓口と台数

◎連絡先 九州農政局土地改良技術事務所

住所：熊本県熊本市東区東町 4 - 5 - 7

TEL：096-376-0411

担当：施設・管理課 松井、清水、加藤

◎貸出し可能ポンプ(規格、台数等)

(H27.5.11 現在)

○陸上ポンプ

口径φ 250mm 10台

口径φ 150mm 8台

口径φ 100mm 8台

口径φ 80mm 1台

○水中ポンプ

口径φ 150mm 6台

口径φ 100mm 3台